

2 提案してみよう

1 提案募集方式の概要

① 特色

個性を活かし、自立した地方をつくるために、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応した地方分権改革を推進するとの観点から、平成26年より地方の発意に根ざした新たな取組として、「提案募集方式」が導入されています。



② 提案の主体

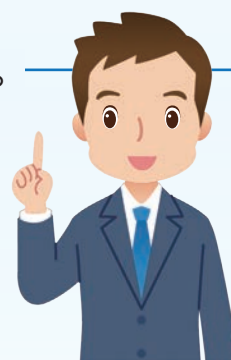
提案主体となることができる団体は、以下のとおりです。

1 都道府県及び市町村（特別区を含む。）

2 一部事務組合及び広域連合

3 全国的連合組織 （地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたもの。）

4 地方公共団体を構成員とする任意組織



③ 募集する提案の対象

提案の対象は以下のとおりです。



対象



1. 地方公共団体への事務・権限の移譲

- ① 国から地方公共団体への移譲
- ② 都道府県から市町村への移譲

※全国一律の権限移譲が難しいなどの場合は、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的移譲(手挙げ方式)とする提案が可能

2. 地方に対する規制緩和

(義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し)

- ① 法律、政令、府省令、告示、通知等によるもの
- ② 補助金等の要綱等によるもの

※各種補助条件の見直しや手続・書類の簡素化が対象

※補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化等は対象外

対象外



- ① 国・地方の税財源配分や税制改正
- ② 予算事業の新設提案
- ③ 国が直接執行する事業の運用改善
- ④ 個別の公共用物に係る管理主体の変更
- ⑤ 現行制度でも対応可能であることが明らかな事項

2 提案検討のポイント

① 地域の課題・支障事例を住民との接点の中から把握する

提案を考える上で最も重要なのが、提案の原動力となる「地域の課題・支障事例」を把握することです。

地域の課題・支障事例を把握する手法（例）

地方公共団体の内部から把握



- 地域住民・事業者等の相談窓口となる担当者に集まる情報
- 首長へのメールや手紙、地方公共団体の目安箱への投書の窓口となる担当者に集まる情報
- 首長や職員の外部での講演や会見における発言内容
- 地方から関係機関に行う政策要望(特区を含む)の内容



地域住民等から把握

- 地方公共団体が行うワークショップ・説明会で寄せられる要望・意見
- 地域住民から地方公共団体に寄せられる政策提案
- 住民サービスに関わるNPO、事業者が日頃から抱える疑問・要望（公共施設の管理事業者、地域の開発事業者、福祉関係のNPOなど）
- その分野の現場関係者が日頃から抱える疑問・要望（子ども・子育て分野における幼稚園教諭や保育士など）

② あらかじめ確認しておくことが望ましい事項

事前相談の段階では、提案内容や支障事例が必ずしも明確である必要はありませんが、相談を円滑に進めるため、提案団体において確認しておくことが望ましいポイントがいくつかあります。

(1) 根拠法令の確認

地域の課題を解決するために、

- ① 提案に関係している業務がどの法令等に基づき行われているものなのか
- ② どの法令等が業務の支障となっているのか

について確認しておくことが望ましいです。

(2) 提案の対象であるかどうか

提案募集方式を活用するためには、まず提案の対象であること、具体的には、

- ① 地方公共団体への事務・権限の移譲
- ② 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）

のいずれかに該当する必要があります。

その際、法令等の規定によって、地方公共団体に対し、一定の行為が裁量の余地なく求められているかが判断のポイントになります。

(3) 制度改正の必要性・効果の整理

地域の課題（支障）をどのように解決したらよいか、解決すると住民にとってどのような効果があるかということを整理します。

制度改正による効果を記載する際には、「〇〇の事務が煩雑であることから、業務の効率化につながる」という行政側の視点に加え、「〇〇など、住民サービスの向上にもつながる」という住民目線の視点を伴う内容の方が、提案の説得力が高まります。

2 提案してみよう

③ 支障事例について

支障事例は、現行の法令等によって、地域の現場が困っている点を具体的な事例として示すものであり、提案の中で最も重要な要素と言えます。説得力のある支障事例を示すことで、制度を所管する府省の理解を得て提案が実現される可能性を高めることができます。このため、支障事例は、現場に詳しい関係者とコミュニケーションをとりながらまとめていく必要があります。

これまでの提案から、支障事例には、いくつかの類型がみられます。

支障事例にみられる主な類型

● 今日の実情に合わない過度の規制や不合理な規制の廃止・合理化を求める場合

1. 国の基準が厳格すぎて、現場でやりたいことができない
2. 国の定めによって、不合理な状況や無駄な仕事が発生している

● 全国一律基準の緩和を求める場合

3. 施設や設備等の基準が地域の実情に合っていない
4. 職員・従事者の配置基準、資格要件が全国一律で地域の実情に合っていない
5. 地理・人口・産業構造等の地域特性に応じたまちづくりができない

● ルールの明確化を求める場合

6. 法令の解釈が曖昧
7. 通知・要綱レベルの事業実施方法が曖昧

● 事務の簡素化を求める場合

8. 書類・記入様式が多すぎるなど、事務的負担があまりにも大きい
9. 国(都道府県)への協議に時間がかかり、迅速な対応ができない
10. そもそも国との協議が形骸化しているにもかかわらず事務が発生している



地方の取組の3つの後押し

①提案の中身固め ②提案を行う仲間づくり ③提案の実現に向けた議論

提案募集方式においては、より多くの地方公共団体等から、それぞれの地域の実情が反映された提案がなされるよう、3つの点から地方の取組の後押しを行っています。

1 “提案の中身固め”を後押し 内閣府による「事前相談」

詳細はP.16~19

地域の疑問・悩みに関して、地方分権改革の観点から、どのような事項が論点となり得るのか、また、過去の地方分権改革等において、どのような議論・整理がなされたのかなどについて、地方公共団体から内閣府に派遣されている調査員が相談窓口となり、現場を知る目線から丁寧に対応します。

2 “提案を行う仲間づくり”を後押し 他の提案団体との「共同提案」

詳細はP.20~23

提案団体と同様の疑問・悩みを抱える地方公共団体から支障事例を募り、共同提案ができません。共同提案を通じて、提案団体の数が増え、より多くの支障事例が集まり、制度改正等の提案内容の説得力を高めることができます。

3 “提案の実現に向けた議論”を後押し 「提案募集検討専門部会」による議論

内閣府に設置され、行政法をはじめとする専門家から構成される「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会」が、特に重要と考えられる提案について、実現に向けた議論を行います。

具体的には、まず提案団体から支障について聞き取りを行い、提案の論点や支障事例の検討・整理を行います。続いて、制度を所管する府省からのヒアリングにおいて、地方の側に立ち、部会としての視点や考えを指摘します。

専門部会における議論を通じて、法制面などから提案の中身を整理・充実させ、各府省にも客観的な立場から適切な対応を求めることができます。



提案募集検討専門部会の模様



初めて提案した団体からのメッセージ

令和4年に初めて提案をした宮城県利府町総務部総務課の小野寺さんに、提案に至った経緯や提案をして感じたことを聞いてみました。



宮城県利府町
総務部総務課
小野寺課長補佐
兼総務係長

● 提案しようと思ったきっかけは？

私たちが提案募集方式を活用するきっかけは、令和元年度に内閣府から講師3人を派遣いただき、町長・副町長も含めた研修会を実施したことです。その後、町の若手職員で構成する行政事務改善委員会で提案内容について検討を行うこととなり、令和3年度には、内閣府職員に御協力いただいた研修会2回を含め7回の委員会を開催しました。その結果、この委員会で検討していた提案候補7件のうち2件を令和4年に本提案させていただきました。

● 内閣府(担当者)とのやりとりは？

委員会で検討していた提案候補7件について、簡易相談の段階から丁寧に対応していただきました。提案の案文調整が開始された4月に入ってから、頻りに電話やメールが来るようになりましたが、手厚いサポートをいただいたと感じています。

例えば、支障事例を明確にするために、何件、何人等の具体的なデータ等が必要となるため事務担当課と協力しながら対応しましたが、データ収集する際の調査等を円滑に進めるに当たって、内閣府からアドバイスをいただきました。内閣府には、いつでも気軽に連絡ができますし、簡単な質問にもすぐに答えてもらえます。

● 提案をして感じたことは？

地方分権という観点から、議論を重ねて制定された法令や国の制度を変えるという大きな判断を制度所管省庁にしてもらうためには、私たち自身も制度の趣旨を熟知することと合わせて、関係省庁に地方の実情を正確に知ってもらうことが大切だと思います。そのためにも、支障の伝え方・見せ方が非常に重要であると感じました。

今回、初めて提案をしてみて、それぞれの職員が自身の業務の棚卸し、法的根拠の再確認を行うことができ、また、他の地方公共団体の皆さんとのつながりを感じることができました。最初は本提案に漕ぎ着けることを第一に考えていましたが、本提案の際に相談した大府市さんや、共同提案団体をはじめ追加共同提案団体からの意見・後押しを見る度に嬉しい気持ちになり、最終的には「中長期的にでもいいので、皆さんのためにも絶対に実現させたい。」と思うようになりました。



宮城県利府町は、宮城県の中央に位置し、仙台市に隣接する人口約3.6万人の都市と自然が調和した町です。

2 提案してみよう

3 内閣府への事前相談

① 事前相談の受付

相談したい内容が固まった段階で、内閣府への事前相談を行います。

内閣府では、それぞれの団体から寄せられた事前相談について、提案募集の対象であるか、支障事例の具体性、制度改正の必要性や効果等、様々な観点から精査します。

なお、事前相談受付時には、全国の団体から多くの相談が寄せられることから、早めにご相談いただければ、内閣府からより多くの助言を行い、支障事例・制度改正による効果が具体的に明記された、説得力をもった提案にすることが可能となります。

寄せられた事前相談を内閣府が精査する際の着眼点

- 相談内容は提案募集の対象であるか
- 支障事例や根拠法令が具体的に記載されているか
- 行政事務効率化や住民サービスの改善に資する具体的な内容が記載されているか
(制度改正の必要性や効果)
- 抽象的な理念論(「べき論」)だけの提案になっていないか
- 過去の提案募集における検討結果や、地方分権改革に関する過去の議論において、提案内容がどのように取り扱われているか
- 各府省の審議会や検討会等において、提案内容がどのように取り扱われているか
- 過去に国に相談したことはあるか(過去の国への相談内容や経緯)
- 提案団体のみならず、多くの地方公共団体においても効果のある提案内容であるか

② 事前相談を通じた支障事例・論点の明確化

現場の支障事例を、有効なデータや住民生活に影響を与えている事例などで補強することは、各府省に検討や制度改正の契機を与えるものとなります。提案団体と内閣府が協力して提案の裏付けとなる資料を整理し、制度改正を求める論点を探っていきます。

支障事例・論点の明確化のため、内閣府が行う助言の主な内容

- 過去の提案募集の議論等を踏まえ、支障を解消するために考えられる制度改正の方向性
- 各府省や団体との調整経験を踏まえ、提案の説得力を高めるため、必要と考えられる事実関係やデータの提供依頼



▶ 事前相談例



大阪府からの事前相談

空き家の所有者等を調査するにあたり、他市区町村へ郵送による戸籍の公用請求^(※1)を行っているが、件数が多い上に、大変時間もかかる(年間500件以上の公用請求を行っている市区町村もある)。市区町村の空き家対策担当部局の職員が戸籍情報連携システム^(※2)を直接利用できるようにしてほしい。

内閣府からのコメント

- 所有者等を調査するために、どのくらいの件数の空き家に関して延べ何件くらい戸籍謄本等の公用請求を行ったのか、また、戸籍謄本等を請求しなければ所有者等が特定できない空き家は全体の何割程度かというようなデータがあると、より説得力が出ます。
- 空き家対策担当部局の職員が戸籍情報連携システムを直接操作できるようにすることを求める提案は、戸籍の秘匿性の観点(戸籍の情報の保護や戸籍事務に対する国民の信頼の確保が求められていること)からハードルが高いため、戸籍部署の職員がシステムを操作する点については変更を求めず、戸籍情報連携システムの間接的な利用により、空き家対策担当部局の職員が本籍地に関わらず同じ市区町村内の戸籍部署へ公用請求することを可能とするよう求める提案の方が実現しやすいです。



大阪府からの提案

空き家の所有者等を特定するため、戸籍情報連携システムを利用して、本籍地以外の市区町村に対しても戸籍謄本等を公用請求できるようにしてほしい。



〔 東大阪市での事例 〕

当該年度に
市に苦情通報のあった空き家の件数と
そのうち公用請求を行った空き家の件数

- 平成30年度 117件/471件 (約25%)
- 令和元年度 72件/214件 (約34%)
- 令和2年度 58件/190件 (約31%)

左記のうち、
戸籍の公用請求を行った回数

- 平成30年度 約580回
- 令和元年度 約430回
- 令和2年度 約580回

本提案については、令和4年の対応方針において、「市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることとする。」とされています。

※1 国又は地方公共団体の機関が法令に定める事務の遂行のために必要である場合において、住民票の写しや戸籍謄抄本等を請求すること

※2 国において戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用し、令和5年度に構築される新システム



この事例での
アドバイスの
ポイント

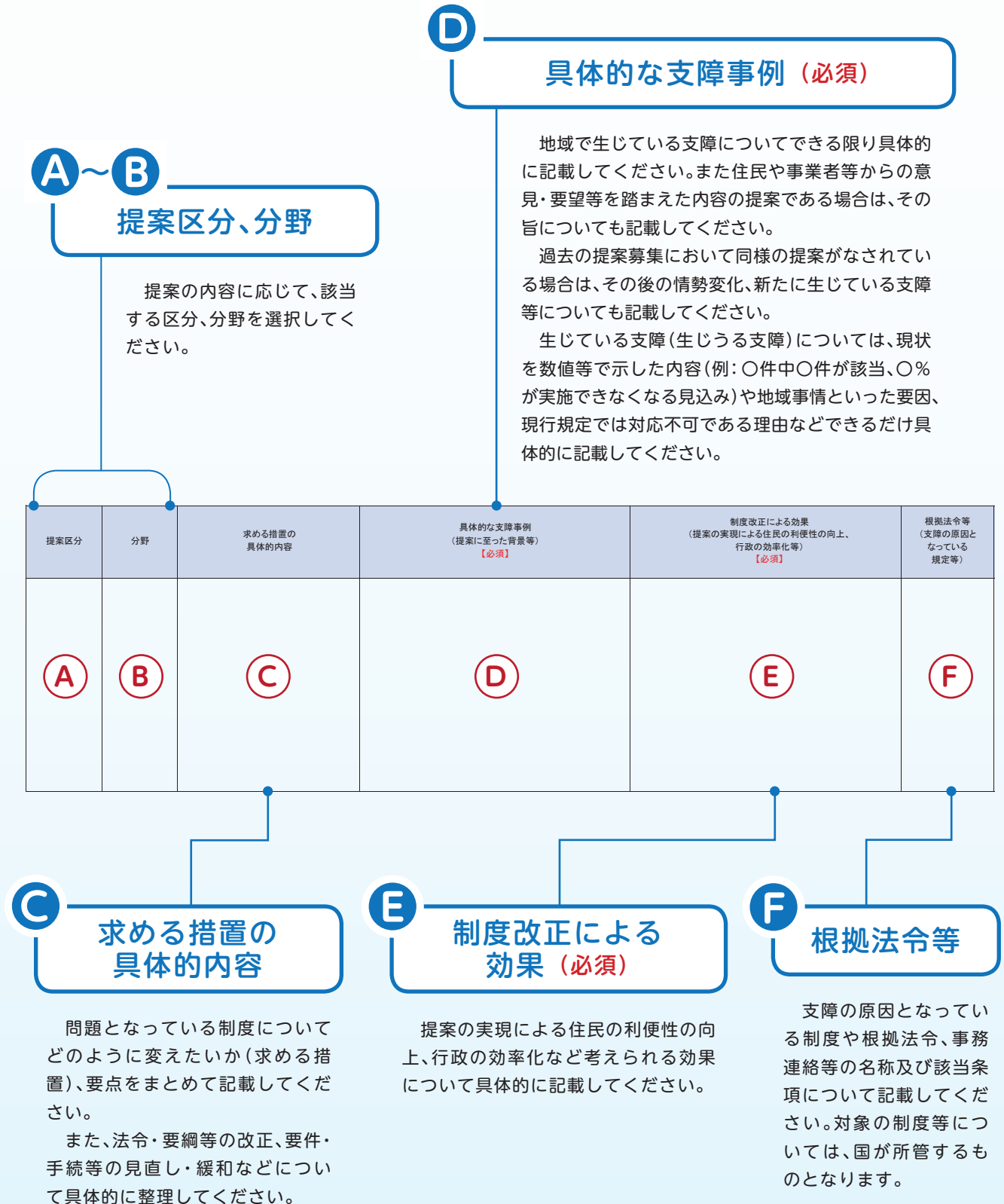
- ◎ 説得力を高めるデータの提示
- ◎ 実現可能性の高い支障解消方法

2 提案してみよう

③ 事前相談様式の記入ポイント

事前相談では、所定の様式に求める措置の内容や支障事例等といった必要事項を記載していただきます。内閣府と課題についての認識共有や議論をスムーズに行えるよう、事前相談様式への記入事項についてのポイントをご紹介します。

※令和4年の事前相談様式をもとに作成しています。



事前相談様式の記入方法等についてご質問がある場合は、お気軽にお問い合わせください。

G 制度の所管・関係府省

対象となる制度や根拠法令を所管する府省名を記載してください。

H~L 団体所在都道府県、団体区分、団体名、所属・相談者名、相談者連絡先(必須)

提案団体名、相談者、連絡先等について記載してください。

P~Q 他の地方公共団体への相談内容の情報提供の可否、共同提案の受入可否

提案の説得力を高めるため、共同提案を推進しています。他の地方公共団体へ相談内容の情報提供や共同提案の受け入れの可否について記載してください。
※共同提案の詳細は(P.20~23)を参照

R その他

提案内容について特記事項等があれば記載してください。

制度の所管・関係府省	団体所在都道府県【必須】	団体区分【必須】	団体名【必須】	所属・相談者名【必須】	相談者連絡先(電話番号、メールアドレス)【必須】	相談事項に係る政府での検討経緯	責団体による国への提案・要望等の状況、制度所管部署等への相談実績【必須】	相談事項に関する他の地方公共団体等の状況等(今後の予定も含む)	他の地方公共団体等への相談内容の情報提供の可否【必須】	他の地方公共団体等による共同提案の受入可否【必須】	その他(特記事項)
G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R

M 相談事項に係る政府での検討経緯

相談内容について過去の提案募集における検討など政府での検討状況等があれば記載してください。
※過去の提案実績の確認については、データベース(P.13)をご活用ください。

N 国への提案・要望等の状況及び制度所管部署等への相談実績

国や県等への要望、相談等実績があれば記載してください。

O 相談事項に関する他の地方公共団体の状況等

提案により生じうる留意点等に関して、他の地方公共団体等と調整を行っている等の場合には、その状況について記載してください。
また、相談内容について他の地方公共団体等においても同様の支障が生じているなど、状況を把握しているものがあれば記載してください。

4 共同提案・追加共同提案

① 共同提案

提案募集方式では、「全国的な制度改正に関わる提案」を募集の対象としています。そのため、提案団体と同様の疑問・悩みを抱える地方公共団体から支障事例を募り、共同で提案を行う「共同提案」も行っています。

共同提案を通じて、より多くの地方公共団体等から支障事例や制度改正による効果が集まり、提案内容の説得力を高めることができます。

共同提案には次ページの事例のように、

<1> 提案団体等が自主的に他団体と連携して行う場合 のほか、

<2> 内閣府が早期に頂いた事前相談の情報を他団体に提供して共同提案を推進する場合 があります。

② 追加共同提案

提案受付終了後に内閣府から各地方公共団体等へ「追加共同提案」の意向や支障事例等の補強等に関する照会を行います。多くの団体が提案の趣旨に賛同の上、追加共同提案団体として名を連ねていただいたり、同様の支障事例を寄せていただくことが、提案内容のさらなる充実を図り、提案を後押しする力となりますので、こちらもぜひ活用をご検討ください。

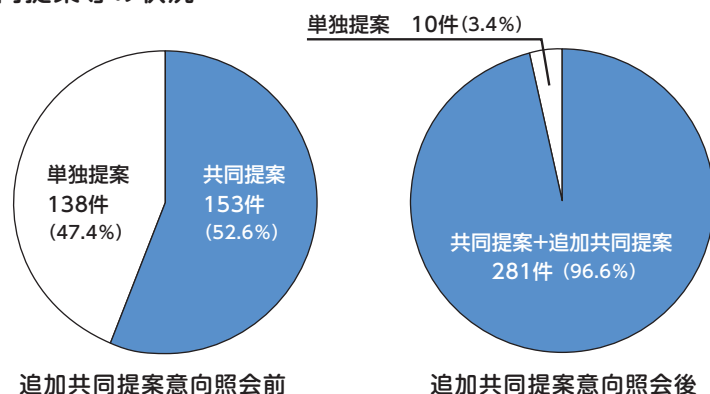
スケジュール例 ※令和5年(予定)

2月下旬	事前相談・提案受付開始
3月下旬～4月下旬	早期に頂いた事前相談の情報提供
4月下旬	事前相談受付終了
5月中旬	提案受付終了
5月下旬～6月上旬	*内閣府から全地方公共団体等へ追加共同提案の意向、支障事例等の補強に関する照会 *団体等が、内閣府からの照会に回答
6月中旬	地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議において提案状況を報告

(参考) 令和4年提案における共同提案等の状況

令和4年においては、提案受付終了時点では半数の提案において共同提案が行われています。

また、提案の9割以上で、共同提案・追加共同提案が行われています。



高知県・県内市町村、近隣県(四国4県)等との広域連携による 共同提案の例

<1>の事例

森林法に基づく行政機関による
森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和

〔提案団体〕 高知県・北海道・徳島県・香川県・愛媛県・安芸市・四万十市・香美市・大豊町・佐川町・梶原町(1道4県3市3町)

●取組内容

高知県内市町村では森林の土地の所有者の探索に関する業務が増大し、多大な時間と労力を要していました。こうした声を受け、県において提案の検討を始めましたが、提案内容の当事者が市町村であるために、県による単独提案では具体的な支障事例についての説得力が弱いという課題がありました。

そこで、内閣府からのアドバイスを参考に、県内市町村との共同提案に向け、アンケート調査を行い、県内全ての市町村から提案の必要性について賛同を得るとともに、具体的な支障事例を集めることができました。最終的には、県内6箇所ある林業事務所管内を代表する市町及び、同様の課題を有する四国各県等との共同提案に至りました。

県内市町村及び四国各県等が連携し共同提案を行ったことで、相互に支障事例の補強を図り、提案の説得力をさらに高めることができました。

●共同提案形成の流れ

平成31年 1月～ 提案に向けた県での検討
4月～ 県内市町村に対し、具体的支障事例のアンケート調査
令和元年 5月 県内全市町村から賛同、各林業事務所管内の代表市町と共同提案について合意
同月 四国各県の提案に対する共同提案の意向調査(愛媛県とりまとめ)において、共同提案に賛同
6月 意見集約、共同提案提出

「早期に頂いた事前相談の情報提供」のスキームを活用した 共同提案の例

<2>の事例

家畜伝染病に係るワクチン接種を
家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること

〔提案団体〕 長野県・宮城県・千葉県・山梨県・岐阜県・静岡県(6県)

●取組内容

豚熱のワクチン接種については、実施できる者が都道府県職員である家畜防疫員に限定されているため、効率的かつ継続的なワクチン接種体制を確保することが困難となっていることから、長野県は、民間獣医師による豚熱ワクチン接種の実施を可能とすることを提案しました。

提案にあたっては、提案内容を補強するため「早期に頂いた事前相談の情報提供」のスキームを活用し、内閣府を通じ他の地方公共団体に意見等を募集した結果、他県から追加の支障事例や賛同意見が示され、長野県の働きかけにより6県による共同提案につながりました。

●共同提案形成の流れ

令和2年 4月中旬 長野県から事前相談
同月下旬 内閣府から当該事前相談の内容を各地方公共団体に情報提供
他県から支障事例・賛同意見の提出
6月上旬 長野県を含む6県から共同提案

2 提案してみよう

● 早期に頂いた事前相談の情報提供およびその手続について

事前相談の受付開始後1か月をめどに、早期に頂いた事前相談について、**各団体に情報提供するとともに、これらの内容の補強となる意見や共同提案の意向等の募集を行います。**

手続について ※令和5年(予定)

STEP 1 内閣府地方分権改革推進室から各団体あてに通知文を送付(3月下旬頃)

● **通知方法**：一斉調査システム

● **通知文**：「早期に頂いた事前相談の情報提供等について」

1) 3月中旬までに頂いた事前相談情報の提供(一覧表)

一覧表情報：分野、事項名、求める措置の具体的内容、具体的な支障事例、制度改正による効果、根拠法令等、制度の所管・関係府省、団体名等を表示

2) 「意見等」の回答様式を送付(以下回答事項)：回答は任意

① 各事前相談の内容の補強となる意見を記載

・ 自らの団体で実際に生じている補足的な支障事例

・ 事前相談をした団体(以下、「相談団体」)の求める制度改正等によって具体的に想定される効果

② 共同提案の意向の有無

STEP 2 「意見等」の回答(4月下旬頃)

● **回答方法**：一斉調査システムにより「回答様式」を提出

一斉調査システムで回答できない団体は電子メールにより提出

● **回答期限**：4月下旬頃

STEP 3 内閣府地方分権改革推進室で「意見等の回答」を確認後、相談団体の連絡先等を共同提案を希望した団体に提供

▶ STEP 2の「意見等の回答」を確認後、当室から相談団体の連絡先等を共同提案を希望した団体に提供

▶ その後、相談団体と共同提案を希望した団体間で、共同提案についての連絡調整等を実施(共同提案を希望した団体から、速やかに相談団体に連絡)

STEP 4 共同提案として、相談団体が提案(提案募集期間内)

※それぞれの団体が対等な立場で共同して提案するものとして取り扱うため、提出の際は首長の了解が必要

● 追加共同提案の手続について（提案受付終了後）

提案受付終了後1週間をめどに、提出いただいた提案について、支障事例の補強等により提案内容の更なる充実を図り、実現可能性を高めるために、**追加共同提案の意向、支障事例等の補強に関して照会を行います。**

手続について ※令和5年(予定)

STEP 1 内閣府地方分権改革推進室から各団体あてに通知文を送付(5月下旬頃)

- **通知方法**：一斉調査システム
- **通知文**：「追加共同提案の意向及び支障事例等の補強に関する照会について(依頼)」
 - 1) **本提案情報の提供(一覧表)**
 一覧表情報：分野、事項名、求める措置の具体的内容、具体的な支障事例、制度改正による効果、根拠法令等、制度の所管・関係府省、団体名等を表示
 - 2) **回答様式を送付(以下回答事項)**
 - ① 支障事例、地域における課題、制度改正の必要性等の具体的内容
 - ② 追加共同提案団体の意向の有無

STEP 2 回答(回答様式の提出)(6月上旬頃)

- **回答方法**：一斉調査システムにより「回答様式」を提出
 一斉調査システムで回答できない団体は電子メールにより提出
- **回答期限**：6月上旬頃

STEP 3 内閣府地方分権改革推進室で回答を確認後、地方分権有識者会議に報告の上、関係府省に情報提供等(6月中旬頃)

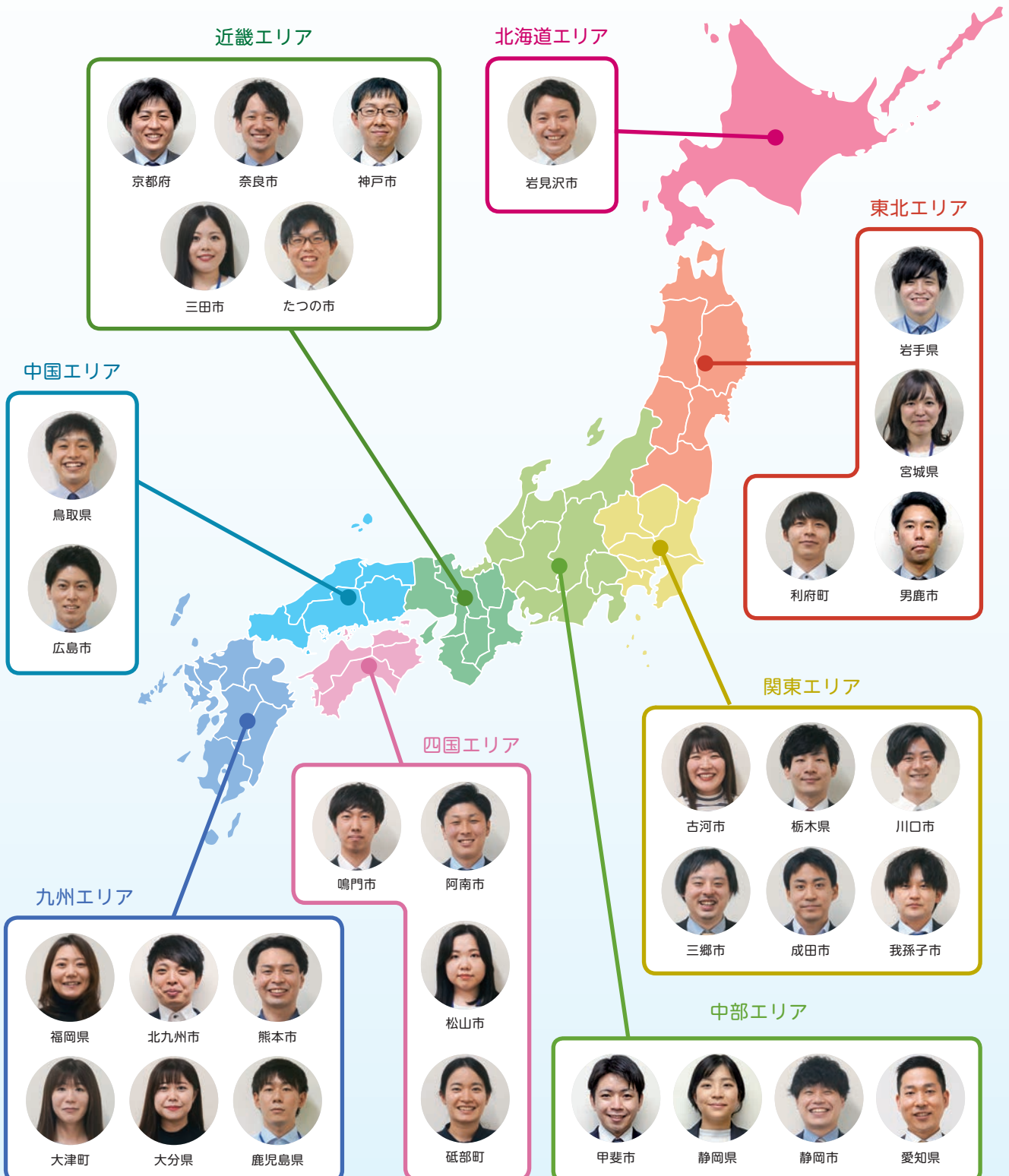
- ▶ STEP 2 の回答(支障事例等)は、「地方分権改革有識者会議(6月中旬頃開催)」に報告の上、当室から関係府省に対して検討を要請する際にあわせて提示
 地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)にも情報提供
- ※提案に対する補強を行うという立場のため、内閣府として必ずしも首長の了解を求めています。

5 地方公共団体からの派遣職員の紹介

安心して「提案募集方式」をご活用いただけます！

内閣府地方分権改革推進室では、各地方公共団体から派遣された調査員が提案募集の実務を担当しています。現在、32名の調査員が地方との連絡・調整の窓口となり、国・地方公共団体双方の仕事を理解する立場から親切・丁寧な対応を心がけています。ぜひ、お気軽にお問い合わせ下さい(令和4年12月時点)。

＼ 私たちにご相談ください！ ～地方公共団体からの派遣職員～ ＼





ご存じですか？「提案募集方式」 法律や国の制度を変えることができます！

「地方分権」、本書を手にとってご覧になられている方であれば、1度は耳にしたことがあるかと思います。それでは「提案募集方式」はいかがでしょうか。

普段の業務の中で、住民の方から手続が面倒だと言われたことはありませんか。国からの調査依頼に対して、また似たような調査だと思ったことはありませんか。その手続が簡単になるかもしれない、その調査がほかの調査と統合されるかもしれない、それが提案募集方式です。

今まで私は、「法律で提出が必要となっているのでお願いします。」と窓口で説明したり、「この前と似た調査だけど必要なものなのだろう」と思いながら作業したり、国会で議論されて決まった法律だから、国の会議で専門家の方々が検討されてできた制度だから、意見を言うなんて恐れ多い、自分が声を上げてもきっと変わらないだろうと思っていました。

しかし、内閣府地方分権改革推進室で調査員として提案募集方式に携わり、地方の皆様からご提案いただいた案件が、関係府省との協議を経て実現に向けて進んでいく過程を目の当たりにして、分権提案は誰でも気軽にできるものだと実感しました。

提案募集方式による代表的な事例については、本ハンドブックのほか「地方分権改革提案募集方式 取組・成果事例集」でご覧いただけます。また、当室のホームページに掲載している「提案募集方式データベース」(P.13)では過去の全提案をご確認いただけます。データベースはエクセルファイルになっていますので、提案内容、関係府省や法令別などで検索することができます。ご覧いただくと、自分が困っていることは、ほかの団体も同じように困っていたのだなということが分かるとともに、現在お抱えになっている業務での疑問・悩みについても、同じように提案してみようかなという気持ちになっていただけるかと思います。

いざ提案するとなると、内閣府とのやり取りが始まって、いろいろと作業が発生しそうだのとためられるかと思います。確かに、困っている支障について、説明や資料作成等の作業をお願いすることとなりますが、内閣府からの作業依頼は最小限のものとなるように努めています。

提案をしなくても、ほかの団体が提案するかもしれません。しかし、分権提案で同様の提案が複数提出されることは、多くの団体で支障が生じていることのアピールや、複数の団体で支障の解決に向けた相談・検討ができるなど、提案実現の後押しとなります(P.20~23 共同提案・追加共同提案のページ)。

分権提案に関する相談は随時お受けしております。ご担当されている業務で、お困りのこと、お悩みのことがございましたら、「分権提案支援ダイヤル(03-3581-2484)」へお電話ください。メールでも受け付けしています。また、地方分権に関する説明会や研修も承っておりますので、ぜひお気軽にご相談ください。皆様からのご提案をお待ちしております。



内閣府地方分権改革推進室 調査員 川島 享平 (栃木県から派遣)